

令和7年
(2025年)

1 / 10 号

No. 1365

次号は2月1日の発行です

ひがくるめ

みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち

今号の主な内容

- ・税の申告受付のご案内……………2面
- ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分)の支給について…3面
- ・こども新生活応援事業……………5面
- ・二十歳(はたち)のつどい……………7面

発行/東久留米市 編集/企画経営室秘書広報課
〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 ☎042-470-7777(代)

東久留米市ホームページ
https://www.city.higashikurume.lg.jp/



東久留米市

検索



みんなの願いが叶う1年に

新年を迎えました。今年も市民の皆さんが明るく健やかに過ごせることを願っています。
 新年最初の企画として、6年11月9日・10日に開催された「第42回市民みんなのまつり」にご来
 場の方に新年の抱負を発表していただきましたので紹介します。
 ご協力いただいた皆さん、ありがとうございました。

(C)Tezuka Productions

新年のごあいさつ

新年あけましておめでとうございます。市民の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年は、コロナ禍からの回復の兆しが見え始めた一方で、物価の高騰や国際情勢の不安定化など、市民生活に影響を与える様々な出来事が発生しました。このような状況下においても、市民の皆様とともに、国や東京都と連携し、皆様の暮らしを守り、より良い未来を築くために尽力してまいりました。

さて、今年、昭和から数えて100年という節目を迎えます。今の東久留米市は先人たちが築き上げてきた歴史と文化の上にあります。この歴史と文化を大切にしながら、私たちは今、新たなステージに立ち、未来を見据えた街づくりを進めています。

例えば、先人たちが築き上げてきたこの豊かな自然環境は、昭和の激動の時代、人々の懸命な活動によってつくり、そして守られてきました。昭和の時代に培ったこの大切な宝は、今を生きる私たちが未来へと繋いでいかなければなりません。

一方で、昭和100年の感覚のままではいけないとも考えており、令和の時代にふさわしい「お手間を取らせない市役所」を目指しています。市民課窓口の「書かない窓口化」をスタートさせ、あるいは電子請求システムの導入により地域社会全体のデジタル化を推進し、また、LINEを活用したサービスを開始するなど、行政サービスのデジタル化を積極的に進め、市民の皆様の利便性向上に努めていきます。

市長就任から3年の間でも、私たちのまちには日々変化が訪れ、新しい風が吹き込んでいます。本年も変化を恐れず、また守るべきものを大切にしながら、職員一同、未来を見据えたまちづくりに邁進してまいります。市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年が、東久留米市がさらなる発展を遂げ、市民の皆様が笑顔あふれる一年となることを心から願い、新年のご挨拶とさせていただきます。

東久留米市長

富田 竜馬



税の申告受付のご案内

☎市民税・都民税の申告について＝課税課市民税係☎042・470・7777(内線2333～2337)
 所得税の確定申告について＝東村山税務署☎042・394・6811

7年度市民税・都民税の申告書受付および書類の配布

市民税・都民税申告書の提出を下表1の通り受け付けます。
 なお、各会場は混雑が予想されますので、**郵送での提出にご協力ください。**

◎市民税・都民税申告書の発送・書き方

発送日 1月22日(水)

対 6年度に市民税・都民税の申告書を提出された方
他 ▼同発送日から市庁に申告書を掲載予定です。ご自宅などで印刷し提出ができます▼年金収入のみの方および1年間収入がなかった方向けの申告書の書き方を動画でご案内しています(市庁から視聴できます)



市庁



申告書の書き方動画

◎市役所での所得税の申告

また、所得税の確定申告書をご自身で作成していただく「作成コーナー」の開設および「作成相談」も実施します。

注 所得税の確定申告書の「作成相談」の市役所2階204会議室での受け付けは、2月21日(金)、3月7日(金)を除き、**予約フォームで事前予約が必要です**(1月10日(金)から)。また、簡易な申告(下表2参照)に限ります



予約フォーム
(1月10日(金)から)

他 予約フォームでの事前予約ができない場合は、課税課(市役所2階)で予約手続きを行います(電話での予約不可)

表1 申告受付日程など

会場	日程	受付時間
南部地域センター2階講習室	1月29日(水)	午前9時半～正午 午後2時～3時半
東部地域センター1階講習室	1月30日(木)	
わくわく健康プラザ1階講堂	2月7日(金)・10日(月)	
市役所2階204会議室 (課税課特設会場)	2月17日(月)～3月17日(月) ※土曜・日曜日、祝日を除く。 ※2月21日(金)、3月7日(金)を除き、 確定申告書作成相談は「事前予約制」(当日券の配布もあり。ただし、相談枠に限りがあります)	午前9時～正午 午後1時～3時半 ※3月17日(月)は 正午まで ※申告書の「提出のみ」の受け付けは いずれの日も午前8時半～午後5時

※竹丘地域市民センターの申告受付会場は、本年から開設しませんのでご注意ください。
 ※各会場では、確定申告書の提出等も受け付けます。
 ※確定申告書の「提出」は、税額計算を含め、内容がすべて作成済の申告書をお預かりするものです。
 ※受付時間は、混雑状況などにより早く終了することがあります。
 ※各会場とも車での来場はご遠慮ください。
 ※上記の受け付けはすべて市の課税課職員が対応します。税務署の職員はおりません。
 ※確定申告書の手書きの記入方法などについては東村山税務署にご相談ください。

表2 確定申告書作成相談のご利用可否

申告の内容		確定申告書作成相談のご利用可否	
所得関係	給与	○ 源泉徴収票が必要です。	
	雑	年金(公的年金・個人年金)	○ 源泉徴収票等が必要です。 ※支払年金額等のお知らせで「一時所得」に区分されている個人年金(満期保険金の受け取り等)の申告はご利用できません。
		その他雑(報酬・講演料など)	× 東村山税務署にご相談ください。
	上記以外の所得(事業・不動産・配当・一時・退職・分離など)	× 東村山税務署にご相談ください。	
控除関係	医療費控除	○ 「医療費控除の明細書」の作成・計算はご自身でお済ませください。	
	社会保険料控除	○ 国民年金保険料と国民年金基金の掛金は控除証明書が必要です。国保・介護等納付済金額についてはご自身でご確認ください。	
	生命保険料控除、地震保険料控除	○ 控除証明書が必要です。 ※ワンストップ特例を申請している場合は、必ず寄附金控除を追加してください。	
	寄附金控除		
	住宅ローン控除	× 東村山税務署にご相談ください。	
その他	特殊な申告(雑損控除、災害減免、外国税額控除、住宅耐震改修など)	× 東村山税務署にご相談ください。	
	令和6年分以外の申告・準確定申告	○	

※作成コーナーの利用および提出のみの場合は、すべての申告が受け付け可能です。

市民税・都民税申告書類および所得税の確定申告書類の配置

期間 1月22日(水)から

場 市役所1階エレベーター裏、ハローワーク前(市役所2階)、わくわく健康プラザ、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センター

注 市関連施設に配置する所得税の確定申告書類については、数に限りがありますので、国税庁☎からの印刷もご利用ください

確定申告書はスマートフォンから作成できます

確定申告書(贈与税を除く)は、ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードを使用して、国税庁☎の「確定申告書等作成コーナー」から作成・提出することができます。

さらにマイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携すると、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できて大変便利です。ご自身のスマートフォンで作成・提出した確定申告書は、コンビニのプリントサービスで控えを印刷することも可能です。



国税庁☎
確定申告書等
作成コーナー

東村山税務署からの お知らせ

所得税などの 申告受付

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税ならびに贈与税の申告書作成会場を開設します。

開設期間 2月17日(月)～3月17日(月)

午前8時半～午後4時(提出は5時まで)

※土曜・日曜日、祝日を除く。ただし、3月2日(日)に限り、確定申告相談および申告書提出を受け付けます。

場 東村山税務署(東村山市本町1-20-22)

持 マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書・署名用電子証明書)、スマートフォンまたはタブレット、源泉徴収票などの申告書作成に必用な書類

注 ▼当日は国税の領収、納税証明書の発行および電話相談は行いません▼1月6日以降、同税務署庁舎外も含め駐車スペースがありませんので、公共交通機関をご利用ください▼東京税理士会東村山支部による「無料申告相談」について、本年も東村山市内では開催しません。実施場所につきましては国税庁☎をご確認ください

申 混雑回避のため、申告書作成会場への入場は「入場整理券」の事前発行を受けた方を優先とします。当日券も配布しますが、配布状況によっては受け付けを早めに締め切る場合があります。

「入場整理券」は、LINEアプリで事前に入手することが可能です。LINEアプリでの事前発行では、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことで、日時指定の「入場整理券」を入手する手続きが行えます。詳細は国税庁☎をご確認ください

医療費控除を受けるためには 「医療費控除の明細書」の添付が必要です

医療費控除を受ける際には「医療費控除の明細書」の添付が必要です(領収書の提出は不要です)。「医療費控除の明細書」を作成する際は、「医療費を受けた人」「病院・薬局」ごとに医療費を合計して記載します。

なお、「医療費控除の明細書」を含め、医療費控除の申告は、国税庁☎の確定申告書作成コーナーで作成できますので、ぜひご利用ください。

なお、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。

年金申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となっている場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

ただし、所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。
 ※所得税等の申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (追加分)の支給について

市では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分)」を支給します。

現在、支給に向けた準備をしています。支給要件や支給までのスケジュールなどについては市庁で随時更新するほか、広報2月1日号でお知らせする予定ですので、今しばらくお待ちください。

☑令和6年度住民税非課税世帯

☑支給金額 1世帯あたり3万円

※令和6年度住民税非課税世帯のうち、子育て世帯は対象児童1人あたり2万円を加算。

☎市重点支援給付金コールセンター ☎042・470・7863(土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半～午後5時15分)



市庁

農林業センサスにご協力ください

調査の目的国が統計法に基づき5年ごとに実施する重要な統計調査で、農林産物の生産状況や、就業者の人数や年齢構成などの実態を明らかにするためのもの

調査の対象一定規模以上の農林業を営む全ての方

調査の方法1月中～下旬に調査員が農家の方を訪問し、聞き取り調査により、一定規模以上であるかを確認させていただきます。該当する場合、調査票を配布しますので、2月2日までに回答をお願いします

他▼調査員は調査員証を携帯しています▼調査票の回答内容は統計法によって厳重に保護され、統計作成の目的以外に使用されることはありません

☎総務課統計調査担当 ☎042・470・7810



農林水産省庁

第21回 開運! 東久留米七福神めぐり

東久留米が誇る清流「落合川」と「黒目川」を楽しみながら
5つのお寺をめぐる新春ウォーキングイベント!

1月11日(土)

午前10時～正午 受け付け
(受付開始直後は混雑が予想されます)

「開運! 東久留米七福神めぐり」は、市内5つのお寺(多聞寺、米津寺、大圓寺、宝泉寺、浄牧院)に祀られている七福神を巡り、1年の幸福や安全を祈願するお正月のウォーキングイベントです。

落合川や黒目川の澄んだ清流沿いを中心に、豊かな自然が残るコースを楽しみながら、七福神に1年の祈願をしませんか(歩行距離約7km、所要時間約2時間)。

☑受付会場 西口中央公園(本町1-12) ☑終点 浄牧院(大門町1-3-4)

☑参加費 無料

他お寺ごとに、祀られている七福神の御尊像1体(大圓寺は3体)を各500円でお求めいただけます。また、浄牧院では午後3時まで記念手ぬぐいを販売します。最新情報など詳細は市コミュニティサイト「くるくるチャンネル」をご覧ください

☎東久留米七福神めぐり実行委員会事務局(市民プラザ) ☎042・470・7813



くるくる
チャンネル

2月の無料相談

相談内容(定員)	相談日	時間	相談員	予約開始日時	場所	問い合わせ先		
法律相談(各日8人)	5日(水)	午前10時から	弁護士	1月30日(木)	市役所2階 相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎042・470・7738		
	12日(水)			2月13日(木)				
	19日(水)							
	26日(水)							
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	5日(水)	午後1時から	司法書士	1月28日(火)				
表示登記・土地の境界等登記相談(4人)	5日(水)	午前10時から	土地家屋調査士					
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	12日(水)	午後1時から	行政書士	2月6日(木)				
税務相談(5人)	19日(水)	午後1時半から	税理士	2月10日(月)				
人権・身の上相談(4人)	19日(水)	午後1時半から	人権擁護委員	2月13日(木)				
不動産取引相談(5人)	6日(水)	午後1時から	宅地建物取引士	1月30日(木)				
交通事故相談(5人)	26日(水)	午前10時から	弁護士	2月20日(木)				
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)	26日(水)	午前10時から	社会保険労務士					
女性の悩みごと相談(各日4人)	3日(月)	午前10時半～午後4時半	女性カウンセラー	1月22日(水)	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎042・472・0061			
	10日(月)			2月5日(水)				
	17日(月)							
	27日(月)							
女性弁護士による法律相談(4人)	7日(金)	午前9時半～午後0時半	女性弁護士	1月24日(金)				
経営相談	平日	午前10時半～午後4時半	市商工会経営指導員	前日まで予約可			市商工会	市商工会 ☎042・471・7577
耐震相談	14日(金)	午後2時～4時	東久留米建築設計協会会員				市役所1階 屋内ひろば	施設建設課 ☎042・470・7756
教育相談 ※電話相談も可	火曜～土曜日	午前10時～午後5時(滝山のみ水曜日は6時まで)	教育相談員				中央相談室(成美教育文化会館内教育センター)	中央相談室 ☎042・473・3667
	月曜～金曜日			滝山相談室(西部地域センター内)				滝山相談室 ☎042・475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	母子・父子自立支援員				市役所2階 児童青少年課	児童青少年課 ☎042・470・7736
知的障害者相談	12日(水)	午前10時～正午	知的障害者相談員		市役所1階 相談室	前月末までに障害福祉課 ☎042・470・7747 FAX042・475・8181		
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター支援員		さいわい福祉センター	さいわい福祉センター ☎042・477・2711		
職業相談	開庁日		ハローワーク三鷹職員		市役所2階 ワークコーナー	直接会場		
住宅増改築相談	13日(木)	午前10時～正午、午後1時～4時	市住宅増改築等幹旋事業登録団体協議会		市役所1階 屋内ひろば			
消費者相談	平日		消費生活相談員		市役所2階 生活文化課	市消費者センター ☎042・473・4505		
行政相談	2月は実施しません(次回3月12日(水)実施予定)					生活文化課 ☎042・470・7738		
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	相談支援員		市役所1階 福祉総務課	福祉総務課 ☎042・470・7741		



1月31日(金)納期限	
納期内納付にご協力ください(国納税課 ☎042・470・7729)	第4期
市民税・都民税・森林環境税(普通徴収)	第7期
国民健康保険税	第7期
後期高齢者医療保険料	第7期
介護保険料	第7期

国民健康保険 医療費通知のお知らせを発送します

健康管理や医療に関する認識を深めていただくため、2月上旬に6年12月末時点で国民健康保険に加入の方へ医療費通知のお知らせを発送します。

後期高齢者医療 医療費等通知書を 送付します

都後期高齢者医療広域連合では、健康管理や医療に対する認識を深めていただくため、1月下旬に対象者の方へ医療費等通知書を送付します。なお、この通知による手続きの必要はありません。



20歳になったら 国民年金

日本に住む20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。

費の総額(10割分)、被保険者負担額など
 ※医療費の金額には、自費診療や差額ベッド代など、保険適用外の額は含みません。
 対象期間 5年11月～6年10月診療分
 国保年金課国民健康保険 ☎042・470・7733

6年11月29日現在、都後期高齢者医療の被保険者資格があり、対象期間に保険診療で医療機関などへの受診履歴がある方
 ※6年11月30日～12月13日の間に、死亡により資格を喪失された方は除外してあります。

また、マイナンバーカードの保険証利用登録をされた方はマイナンバーポータルで自身の医療費情報の閲覧が可能です。例年、原則2月9日に申告年分の1月～12月の情報を一括で取得可能です(はり・きゆう、あんな)

手が亡くなったときなどに、あなたやあなたの家族を守る仕組みです。ただし、必要な手続きを行わず、保険料を未納のままにすると年金が受けられない場合があります。

来年金を受け取る際などに必要になりますので、大切に保管してください。学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例制度」や「免除・納付猶予制度」など保険料の支払いを猶予・免除する制度がありますので、必要書類をご確認・ご用意の上、申請してください。インターネット(マイナンバーポータル)からの申請も可能です。
 関武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411

ま・マッサージ等の施術費用等は含まれません。詳細は、マイナンバーポータルをご覧ください。
 国保年金課高齢者医療係 ☎042・470・7846

介護保険料の納期内 納付にご協力を

65歳以上の方の介護保険料は、およそ9割の方が年金からの天引きですが、残りの1割の方は納付書払いまたは口座振替(銀行や郵便局の口座からの引き落とし)により納めていただいています。

納付書で納める方については、納期内の納付をお願いします。また、納め忘れなどが無いよう、口座振替の利用もご検討ください。

介護給付の制限

介護保険料を滞納すると、督促状の送付、延滞金の加算、滞納処分(財産の差押えなど)の他、滞納期間に応じ、介護保険を利用する際に保険給付の制限を受けます。特に2年以上滞納すると、利用者負担の割合が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費などの支給も受けられなくなることから、本人だけでなく、介護する家族の負担も増大することになります。

市では、納期限から2年以内の滞納のある方に対して、1月中旬頃にお知らせを発送予定です。介護保険料は、納期限から2年を経過すると、時効により納付できなくなり、保険給付の制限を受けられないよう、早急に納付してください。
 ◎納付相談について やむを得ない事情により、滞納している保険料の納付が困難な場合には、分割納付などの相談をお受けいただけます。滞納が積み重なる前に、早急に納税課までご相談ください。

介護保険料について 介護福祉課 ☎042・470・7818、納付相談について 納税課 ☎042・470・7730

介護認定に基づいて 受けられる税控除

所得税や市民税・都民税の申告の際に、介護認定をお持ちの方は税控除を受けられる場合があります。それぞれの要件に該当する方は介護福祉課(市役所1階)で証明書類の交付を受けてください。

障害者控除対象者認定書(障害者控除を受けるための書類)

要件控除の対象となる年の12月31日時点で次の①・②の両方に該当する方
 ①市内に住所を有する65歳以上の方
 ②介護認定を受けていて、認定審査会資料で認知症高齢者自立度がIIa以上、または障害高齢者自立度がJ1以上の方(申請後、同課で確認)

主治医意見書確認書(おむつ代の医療費控除を受けるための書類)

主治医意見書を受けていて、自立度がB1以上かつ、尿カテーテル使用または尿失禁の発生もしくは発生可能性があると記載されている方(申請後、同課で確認)
 ※該当しない方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。また、おむつ代の医療費控除を受けるのが1年目の場合は、6カ月以上有効な介護認定を受けていることが必要です。

申請に必要なもの ▼対象者 本人の介護保険被保険者証(または写し) ▼申請者の本人確認書類
 申請同課介護サービス係 ☎042・470・7777(内線2553) 2557

おわびと訂正

広報6年12月15日号「6年度上半期(4月～9月)の市の財政状況をお知らせします」の記事に掲載しました市有財産の状況の土地(公園や施設の敷地など)の6年9月末の地積に誤りがありました。
 正しくは「59万5521.16㎡」です。お詫びして訂正します。
 国財政課 ☎042・470・7706



7年度新入学児童・生徒の入学説明会

4月に小・中学校へ入学するお子さんの保護者を対象に、入学説明会を開催します。日時・会場などは入学通知書同封の入学案内または市HPをご覧ください。ただし、必ずご出席ください。
 持上履き、筆記用具
 入学する各小・中学校



「就学支援シート」をご活用ください

「就学支援シート」は、お子さんが楽しく学校生活を送ることができるよう、家庭・幼稚園・保育園などでの「お子さんの様子や気に掛けていること」「配慮してほしいこと」などを入学する小学校へ伝える書類です。



就学支援シート

- 配布場所** 市内および近隣市の各幼稚園・保育園、わかさ学園、中央相談室、滝山相談室、指導室(市役所6階)
- 内容** 就学支援シートには、保護者や幼稚園などが次の事項を記入します
- ▼健康や日常生活面について
 - ▼人との関わりについて
 - ▼興味や関心のあることについて
 - ▼保護者から学校への要望など
- 対象** 7年4月に小学校に入学するお子さんの保護者で就学支援シートの活用を希望する方

- 提出方法** 保護者が必要事項を記入の上、各園などの担任に提出してください。各園などで就学前機関の欄を記入し、保護者に返却します。その後、保護者は保護者欄に記入の上、原則各園などに提出してください(入学する学校へ直接提出も可)
- ※「就学支援シート」は他の目的に使用することはありません。
- 提出期間** ▼各園などに提出=2月6日(休)まで
 ▼入学する学校に提出=2月7日(金)～14日(金)
- 国指導室特別支援教育係 ☎042・470・8032

こども新生活応援事業



☎児童青少年課助成支援係 ☎042・470・7736

7年4月に新しい環境へステップアップするこどもたちの学びを、本に親しんでもらう機会を増やすことで応援するため、図書カードを配付します。事前の申請は不要です。

◆対象者

令和6年4月1日～7年3月31日の間に以下の年齢に達する方。

- ・満6歳(新小学1年生) = 平成30年4月2日～31年4月1日に生まれた方
- ・満12歳(新中学1年生) = 平成24年4月2日～25年4月1日に生まれた方
- ・満15歳(新高校1年生など) = 平成21年4月2日～22年4月1日に生まれた方
- ・満18歳(新大学1年生など) = 平成18年4月2日～19年4月1日に生まれた方

◆図書カードの配付方法

7年1月上旬に対象児童の属する世帯の世帯主あてに、事業内容や対象者、受け取り方法などについての事前案内を送付します。その後、1月下旬から順次、配付対象の児童あてに簡易書留で図書カードを送付します。配付対象となる児童ごとに図書カードを送付するため、きょうだいがいる場合は、同じ世帯であっても図書カードの配達の様子が別々になることがあります。

◆配達日

お住まいの地域によって異なり、配達日の指定はできませんのでご了承ください。やむを得ない事情により図書カードの送付先を変更したい場合や、図書カードの受け取りを辞退したい場合には、届け出が必要となります。届け出の様式は、市☎および児童青少年課窓口(市役所2階)で取得できます。



市☎



※イメージです。実際のカードのデザインとは異なります。

児童扶養手当を振り込みます

6年11月～12月分の児童扶養手当を7年1月14日(火)に指定預金口座に振り込みます。利用金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

☎児童扶養手当現況届の提出がない方または不備書類がある方は、1月に手当が振り込まれません。1月以降に当該現況届、不備書類を提出した場合は、提出の翌月振り込みとなるため、早めに提出してください。

☎児童青少年課助成支援係 ☎042・470・7736

ファミリー・サポート・センター事業説明会

ファミリー・サポート・センターは、お子さんを預けたい人、協力したい人からなる有償の相互援助活動です。利用したい人、協力したい人ともに、まずは事業説明会にご参加ください。

☎1月25日(土)2月19日(水)、いずれも午前10時～11時

☎①わくわく健康プラザ2階社協会議室②市役所1階市民プラザ会議室

☎各先着10人(事前予約制)☎事前送付資料、入会希望者(保護者)の顔写真、本人確認書類(運転免許証など)他登録後、次のことが必要です

☎▼会員登録の顔合わせ☎▼サポート会員の場合、講習会(7年6月実施予定)の受講

☎①は1月20日(月)、②



☎同センター☎

高齢者福祉

視覚障害者向けスマートフォン体験会

スマートフォンを持っていない方や、操作に慣れない視覚障害のある方が、たのしみながらスマートフォンの活用を体験できる教室形式のプログラムです。

☎全6回。2月7日・14日・21日・28日、3月7日・14日、いずれも金曜日午前9時半～午後0時半

☎場さいわい福祉センター☎基本操作や視覚障害者向けアプリの紹介

☎市内在住で原則全回参加でき、スマートフォンをお持ちでないまたは使い慣れない視覚障害のある方およびその介助者(障害者手帳の有無不問)

☎定4人(応募者多数の場合は抽選。結果は応募者全員に通知)

☎師都の委託による専門講師☎持ち自身のスマートフォン(お持ちの方のみ)

☎他主催は都☎1月28日(火)午後4時までに、都アクセシビリティ向上支援事務局宛て電話☎03・6386・5470

☎(平日午前9時～午後5時)またはFAX☎03・5249・3558)で、FAXの場合は氏名・住所・電話番号・メールアドレス・貸出スマートフォン希望の有無・所有スマートフォンがある場合は

は2月12日(水)までに、電話または直接同センターで☎同センター☎042・475・3294

認知症介護者家族会

認知症の方を介護するご家族の方、一人で介護の悩みを抱えていませんか。日々のことや心配ごとなどを気軽に話し、ほっとできる場所として開催しています。

☎2月は東部・西部地域包括支援センター主催です(中部地域包括支援センターは3月に開催します)。

☎東部地域にお住まいの方☎対象地域上の原・神宝町・金山町・氷川台・大門町・東本町・新川町・浅間町・小山

☎1月18日(火)午後1時15分～2時半、東部地域センター会議室2

☎1月24日(火)午後1時15分～2時半、東部地域センター会議室2

☎1月24日(火)午後1時15分～2時半、東部地域センター会議室2

☎1月24日(火)午後1時15分～2時半、東部地域センター会議室2

☎1月24日(火)午後1時15分～2時半、東部地域センター会議室2

☎1月24日(火)午後1時15分～2時半、東部地域センター会議室2

☎1月24日(火)午後1時15分～2時半、東部地域センター会議室2

☎1月24日(火)午後1時15分～2時半、東部地域センター会議室2

☎1月24日(火)午後1時15分～2時半、東部地域センター会議室2

☎1月24日(火)午後1時15分～2時半、東部地域センター会議室2

業などでの就労を希望し、採用が見込まれる方の訓練および支援(障害福祉サービス)の訓練等給付の支給決定を受けた方

☎就労移行支援について☎は、障害者総合支援法に基づき手続きが必要となりますので、まず同センターへ相談ください。

☎定若干名☎同センター☎042・477・2711(平日午前9時～午後5時)

☎自立支援医療(精神通院)☎精神疾患およびてんかんによる、通院のための医療費助成の制度です。

☎通常、医療保険では医療費の3割が自己負担となりますが、自立支援医療制度を併用した場合は原則1割に軽減されます。ただし、本人・世帯の所得や疾患などに応じて、月額自己負担上限額が設定されています。一定所得以上の方は、非該当になる場合があります。

☎更新手続☎有効期間が終了すると、自己負担額の軽減が受けられなくなります。継続する場合は、必ず更新手続を行ってください。有効期間の3カ月前から障害福祉課(市役所1階)で受け付けます。

☎診断書は2年に1度提出☎更新手続きにおける診断書の提出は、病状および治療方針の変更がない場合、2年に1度です。前申請の際に診断書を提出している場合は、今回の提出は不要です。なお、更新手続きは毎年必要です。

有効期間を過ぎてからの再開申請や前回診断書なしで手続きをした方は、診断書の提出が必要です。また、精神障害者保健福祉手帳を所持している方は、前回更新時に提出された場合でも診断書が必要となる場合があります。

☎所得区分の変更☎保険証の世帯が変更になった、または前年度と課税状況が変わったなどの場合、有効期間の途中で所得区分変更手続きができます。新しい所得区分の適用は申請日の翌月初日からです。

☎通知サービスについて☎都は、精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方に、更新手続き開始1週間前にSMS(ショート・メッセージ)サービスまたはLINEにより通知するサービスを行っています。通知を希望される方は、二次元コードよりお申し込みください。

☎同課福祉支援係☎042・470・7747

☎同課福祉支援係☎042・470・7747

☎同課福祉支援係☎042・470・7747

☎同課福祉支援係☎042・470・7747

☎同課福祉支援係☎042・470・7747

1月1日付 市人事異動

☎課長級(カッコ内は前職)☎市民部課税課長兼土地資産税係長事務取扱(市民部課税課長)速水晃嗣

☎職員課☎042・470・7716



LINE



SMS



住環境

1月13日月祝のごみ収集

1月13日は祝日ですが、平日と同様に収集します。ごみと資源物は、決められた収集日の当日、午前8時半までに出してください。小型廃家電類を除く全品目が戸別収集です。



市HP

飼い主のいない猫(野良猫)対策セミナー

野良猫はネズミなどを駆除してくれる反面、繁殖力が非常に高く、避妊手術をしていないメスが1匹いると、1年後には約20匹に増えてしまいます。野良猫に起因するトラブル(糞尿被害、エサの放置等)の解決のために、地域で取り組む野良猫対策について考えます。野良猫の被害でお困りの方、野良猫のお世話をしている方、ぜひご参加ください。なお、手話通訳が必要な際は、申し込み時にご連絡ください。

日 2月15日(土)午後2時～4時半

場 市民プラザホール(市役所1階)

定 先着50人 ※予約の無い方でも、当日の枠に空きがあればご参加いただけます。

師 ▼工藤久美子氏(NPOねこだすけ代表) ▼田矢麻弓氏(チームSLP代表)

費 無料

申 1月10日(金)～2月14日(金)に(閉庁日時を除く)、環境政策課生活環境係宛て電話または申し込みフォームで

問 同係 ☎042・470・7753



申し込みフォーム



集団回収実施報告書の提出

市では、あらかじめ市に登録した団体が、対象の資源物(新聞・雑誌・段ボール・古布・アルミ缶など)を市の登録業者に引き渡した場合には、その回収量に応じて報奨金を交付し、活動を支援しています。報奨金の交付には、集団回収実施報告書の提出が必要です。今回提出を受け付けるのは6月7月～12月実施分です。

6月7月～12月実施分です。対象団体市に団体登録している自治会・PTA・マンションの管理組合・社会福祉法人・NPO団体など

報奨金交付額回収実績量に応じて1結あたり9円

必要書類 ①市集団回収実施報告書(市役所提出用) ②前回(6年9月)の報奨金交付時から団体登録の内容に変更があった場合は「団体登録変更届」

提出方法 1月31日(金)までに(消印有効)、必要書類をごみ対策課(八幡町2-10-10)宛て郵送または直接同課へ

問 同課 ☎042・473・2117

録変更届、報奨金の支払い口座内容に変更があった場合は「支払金口座振替変更届」

提出方法 1月31日(金)までに(消印有効)、必要書類をごみ対策課(八幡町2-10-10)宛て郵送または直接同課へ

問 同課 ☎042・473・2117

東京消防庁災害時支援ボランティア募集

1月15日～21日は防災とボランティア週間です。東京消防庁では、震災発生時に消防署の支援活動を行う災害時支援ボランティアを募集しています。地域の防災リーダーとして、活躍してみませんか。

活動内容 ▼ 平時時 II 地域の防災訓練や防火防犯教育等に参加し、市民の方への防災指導を実施 ▼ 震災発生時 II 消防署の支援活動を行う

募集期間 ▼ 1月15日～21日

募集方法 ▼ 東京消防庁のホームページから申し込み

お問い合わせ ☎042・471・0119

生時 II 消防署の支援活動

登録要件 次の①～③の要件を満たす方 ①東京消防庁管内に居住または勤務、通学に消防署の支援を行う意思のある15歳以上(中学生を除く)の方

② 応急救護、震災時の復旧活動の支援に関する知識を有する方

③ 防災安全係 ☎042・471・0119

明日をつくる、新たな一歩「TOKYO-ecosteps」

参加型のエコアクションプログラム「TOKYO-ecosteps」を紹介し、

とは、公益財団法人東京都環境公社が運営するPUSH型の情報発信ツールです。スマートフォンから登録いただく、都内で開催されるイベントや体験プログラムなど、環境に関するさまざまな情報が配信されます。また、メンバー登録や環境イベントへの参加によりポイントが貯まり、プレゼントキャンペーンに応募することができます。

詳細は、同公社HPをご覧ください。

問 同公社総務部経営企画課 SDG S 推進室 ☎03・3644・2166



同公社HP



お知らせ

デマンド型交通「くるぶー」をご利用ください

東久留米市デマンド型交通「くるぶー」は、利用登録した方の予約時間に合わせ、自宅と乗降場間(鉄道施設および公共・公益施設など32箇所)、または乗降場同士を運行する乗合型の地域公共交通です。

乗合運行のため、同じ時間帯に予約した方が他にいた場合は複数の方が同乗し、それぞれの希望する場所から乗降場まで車両が送迎を行います。身近な交通手段として、ぜひご利用ください。

なお、デマンド型交通は、6月7月に策定した「東久留米市デマンド型交通の本格運行に向けた運営方針」のとおり、年齢要件の緩和などの施策を実施した上で、7年度から本格運行します。新年度からの利用申請などについては、詳細が決まり次第、広報紙や市HPでお知らせします。

市内在住で次のいずれかに該当する方 ▼ 70歳以上の方 ▼ 妊婦の方 ▼ 0歳～3歳児

※利用登録者の介助者・保護者・同一世帯の方も同乗できます(同乗者は登録者と同じ乗降場でのみ乗り降りできます)。

▼登録料 無料 ▼利用料金 11人1回500円(同乗者を含めた2人以上での利用は1人1回300円)。

小学生以下は無料) 運行日 平日(土曜・日曜日、祝日、年末年始は運休) 運行時間 午前9時(利用者出発)～午後5時(利用者到着) 乗降場 鉄道施設および公共・公益施設など32カ所 申請 利用登録申請書に必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください ①道路計画課窓口(市役所5階) ② 郵送(〒203-1855、市役所道路計画課宛) ③ FAX(042-470-7809) ④ インターネット(市HPまたは専用フォームから) 問 同課道路交通計画係 ☎042・470・7768

専用フォーム

市HP

市役所前を走る「くるぶー」

社会保険労務士による無料相談会

日 1月29日(水)午後1時半～4時

場 市役所1階屋内ひろば

内 年金、社会保険(健康保険、雇用保険、介護保険)、労働問題(賃金未払い、解雇など)の相談

費 無料

申 直接会場

問 生活文化課 ☎042・470・7738

災害時の断水に備えましょう

問 都水道局立川給水管理事務所 庶務課 ☎042・548・5461

◎災害時に水を配る場所

災害等により断水した際に、「災害時給水ステーション」で水を配布します。市内には2カ所(▼南沢給水所(南沢3-9-21) ▼滝山給水所(滝山6-1-1))の災害時給水ステーションがあります。

※水をとりに行く際は、清潔な容器(給水袋、ポリタンクなど)を持参してください。

都水道局アプリでは、お近くの災害時給水ステーションを簡単に確認することができます。ぜひご利用ください。

アプリのダウンロードはこちらから



都水道局アプリ (iPhone)



都水道局アプリ (Android)

このマークが目印です



◎ご家庭での備え

災害時にはくみ置きした水道水が役に立ちます。日頃から水道水のくみ置きを習慣にしましょう。

くみ置きのポイント

- ① 清潔でふたのできる容器に、できるだけ空気に触れないよう、口元まで一杯に水道水を入れてください。
- ② 人間に必要な水の量は1人1日3リットルです。この量を目安に、最低3日分のくみ置きをしてください。
- ③ 塩素の消毒効果は、直射日光を避けて常温で保存すれば3日程度、冷蔵庫で保存すれば10日程度持続します。日付をメモしておくとう便利です。

職員募集

会計年度任用職員募集

募集の詳細は市HPをご覧ください。
※任用期間が4月1日から
の募集は、7年度予算の
成立が条件となります。



市HP

(1)児童厚生指導員(会計年
度任用職員・専門職・育休
代替職員)

任用期間①2月1日〜3月
31日②4月1日〜8年3月
31日

※①は育休代替職員。①
②いずれも終了後再度任用
の場合あり。

勤務時間月曜〜土曜日、月
124時間、午前8時15分
〜午後7時の間で4〜7時
間のシフト勤務(変則勤務
あり)

報酬月額21万7970円
(別途、市の規定により交
通費相当額と期末勤勉手当
を支給)

応募資格の有無有
(2)児童厚生員(会計年度任
用職員・アシスタント職)

任用期間4月1日〜8年3
月31日(終了後再度任用の
場合あり)

勤務時間月曜〜土曜日、月
75時間程度、午前8時15分
〜午後6時の間で4〜7時
間のシフト勤務(変則勤務
あり)

報酬時給1174円(別途、
市の規定により交通費相当
額と期末勤勉手当を支給)

応募資格の有無有

児童厚生指導員(会計年
度任用職員・専門職)
任用期間4月1日〜8年3
月31日(終了後再度任用の
場合あり)
勤務時間平日午前8時半〜
午後5時
勤務場所市児童発達支援セ
ンターわかさ学園
募集人数1人
報酬時給1570円(別途、
市の規定により交通費相当
額と期末勤勉手当を支給)
応募資格の有無有
児童発達支援センターわか
さ学園

応募資格の有無無
(1)共通事項

勤務場所市児童保育所
募集人数若干名
募集説明会1月14日(火)9時
から(40分程度)・市役所5
階501会議室
申込期間1月15日(水)まで

児童青少年課児童青少年
係☎042・470・7735

(3)こども家庭センター相談
支援員(会計年度任用職員
・専門職)

任用期間4月1日〜8年3
月31日(終了後再度任用の
場合あり)

勤務時間月16日、午前8時
半〜午後5時15分のシフト
勤務(土曜日勤務あり)

勤務場所わかさ健康プ
ラザ内こども家庭センタ
ー

募集人数1人
報酬月額26万5900円(別
途、市の規定により交通費
相当額と期末勤勉手当を支
給)

応募資格の有無有

申込期間1月31日(金)まで

児童発達支援センターこ
ども支援係☎042・471・0
910

(4)わかさ学園心身障害児
指導員(会計年度任用職員
・専門職)

任用期間4月1日〜8年3
月31日(終了後再度任用の
場合あり)

勤務時間平日午前8時半〜
午後5時

勤務場所市児童発達支援セ
ンターわかさ学園
募集人数1人
報酬時給1570円(別途、
市の規定により交通費相当
額と期末勤勉手当を支給)

応募資格の有無有

児童発達支援センターわか
さ学園

官公署
など

わかさ学園☎042・467・
3275

柳泉園組合
水銀濃度測定結果

廃棄物焼却施設の排ガス
中における水銀濃度の規制
値は、改正大気汚染防止法
で0.05mg/Lノルマルリ
ューベと定められています。

6年8月〜10月の測定結果
(各月の1時間平均値の最
高値)は、1〜3号炉いず
れも0.00mg/Lノルマル
リューベでした。

柳泉園組合技術課☎042・
470・1547

蜜蜂を飼育している
方へ

蜜蜂の飼育をする場合は、
飼育の届け出をする必要が
あります。ご家庭での趣味
の養蜂でも届け出が必要で
すので、

毎年1月
末まで、
または飼
育開始日
が決まった時点で飼育届を
提出してください。詳細は
都HPをご覧ください。

都農業振興事務所振興課
畜産担当☎042・548・4
868



都HP

前田病院市民・院内
フォーラム

1月25日(土)午後2時から
場前田病院1階待合室(中
央5-13-34)

「高齢者運転の現状と免
許更新」あなたの運転は大
丈夫ですか?

同センター(下里4-1-
14)

対市内在住の原則60歳以上
で健康で働く意欲のある方
持年度会費1200円、筆
記用具、本人確認書類
申請1月13日月祝までに電
話で同センター☎042・47
5・0738へ

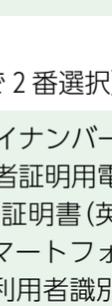
同センター(同病院副院
長)
無料
会場の収容人数に限りか
らあります
申請前に同病院医療連携室
へ電話☎042・473・2
133で申し込みを
同室

シルバー人材センター
会員募集

市内在住で原則60歳以上
の健康で働く意欲のある方
を募集します。まずは入会
説明会にお越しください。

1月15日(水)午後1時〜4
時の間で1時間程度

申し込み
フォーム



申し込み
フォーム

東京税理士会東村山支部
による無料申告相談

無料で税理士に相談の上、確定申告書を作
成・提出できます。対象の方は、年金受給者、
給与所得者および小規模納税者です。小規模
納税者とは、事業・不動産・雑所得の所得金
額が300万円以下の方です。

※申告書等の提出のみの方は、税務署に直接
お持ちいただくか郵送でご提出ください。

※土地、建物、株式などの譲渡所得がある方
は、税務署にご相談ください。
日2月4日(火)〜7日(金)
いずれも午前9時半〜午後3時半
場東久留米市役所7階701会議室(車での来場
はご遠慮ください)

東村山税務署個人課税部門
☎042・394・6811(自動音声で2番選択)

①マイナンバーカード②マイナンバーカー
ド発行時のパスワード=利用者証明用電子証
明書(数字4桁)、署名用電子証明書(英数字
6文字以上16文字以下)③スマートフォンま
たはタブレット④e-Taxの利用者識別番号
(半角数字16桁)をお持ちの方は、利用者識別
番号と暗証番号の分かる書類⑤源泉徴収票な
どの申告書作成に必要な書類

1月10日(金)午前9時から相
談実施日の3日前までに、申
し込みフォームから事前申し
込みを

申し込み
フォーム

市役所では事前申し込みや問い合わせなどへの対応はしていません

市民伝言板

会員募集

◆カラオケ(ひまわりクラブ)=日
2回。水曜日午前10時〜正午場東部
地域センター入会金1,000円、会
費月2,000円他プロの作曲家先生が
歌の基礎から親切丁寧に指導。初心
者歓迎見学可場荒川☎042・477・
4318

◆東久留米ペン習字会=日毎月月曜
日と水曜日の各2回。午前10時〜正
午他生涯学習センター入会金
500円、会費月3,000円他他午後の場
合もあり。つけペンとボールペン。
初級から上級まで場板坂☎042・470・
1867

◆東久留米市スポーツウエルネス吹
矢協会=日毎週金曜日午前9時〜11
時10分場スポーツセンター入会金
1,000円、会費1回200円他6〜10m
先の的に向かい矢を吹込みます。年
齢性別は問いません。楽しみましょ
う場土屋☎090・3314・0902

◆東久留米市中途失聴者・難聴者協
会=日2回。土曜日午前10時〜正

午場生涯学習センター他他会費年
2,400円(家族割引あり)他会員を募
集しています。詳しい内容はインス
タグラムに載せてます場荒井FAX042・
473・6611(氏名、連絡先を記入し
てください)

◆東久留米市山岳連盟・トレッキン
グクラブ=日毎月第1水曜日午後6
時半〜8時場コミュニティホール東
本町場入会金500円、会費年2回
3,000円他他近郊の低山からアルプ
ス級の日々へ月3〜4回計画、参加
は自由です場中山☎090・4675・
7148

催し

◆相続・空き家・遺言の相談会(NPO
法人ブループレートプロジェクト)
=日1月17日(金)〜2月16日(日)、い
ずれも午前9時〜午後6時場生涯学習
センター他他無料他完全事前予約制。
初回50分、まずはご相談ください場
工藤☎090・9106・7647



二十歳(はたち)のつどい

開催日時1月13日(月・祝)

▼午前10時半から…久留米・西・南中学校の通学区域の方
▼午後1時半から…東・大門・下里・中央中学校の通学区域の方
※各回いずれも開始20分前から受け付けです。

開催場所生涯学習センター

内容式典(手話通訳あり)・アトラクション・フォトスポット

※同センター2階にお抹茶席を用意しています。ぜひお立ち寄りください。

対象者平成16年4月2日〜17年4月1日に生まれた方

注意事項▼対象の方には案内状を送付しています(届いていない方は式当日
に受付に申し出てください)▼お子さんや保護者の同伴はできません(障害の
ある方などの付き添いや介助を除く)▼会場の駐車場は利用できませんので、
公共交通機関で来場を

※障害のある方には駐車場を用意しますので、事前に電話で市文化協会へ
お問い合わせください。

問い合わせ市文化協会☎042・477・4700または
生涯学習課生涯学習係☎042・470・7784



市HP



ロビーの様子



抹茶席の様子